龍ケ崎地方衛生組合訓令第２号

龍ケ崎地方衛生組合事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和６年３月６日

龍ケ崎地方衛生組合
管理者　筧　　信太郎

龍ケ崎地方衛生組合事務決裁規程の一部を改正する訓令

龍ケ崎地方衛生組合事務決裁規程（平成１７年龍ケ崎地方衛生組合訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第３条中「及び別表第４」を「、別表第４及び別表第５」に改める。

別表第１中「機関」を「期間」に改める。

別表第２中

「

歳入歳出外現金等の受入れ及び払出し	○		
資源物の売払い	５００万円以上	５００万円未満	

を

」

「

歳入歳出外現金等の受入れ及び払出し	○		
資金前渡、概算払等の精算報告		○	
資源物の売払い	５００万円以上	５００万円未満	

に

」

改める。

別表第３中

「

入札見積の執行及び予定価格の決定	１　工事	３，０００万円未満	１３０万円未満	
	２　測量及び建設コンサルタント業務等委託	１，０００万円未満	５０万円未満	
	３　測量及び建設コンサルタント業務等を除く業務委託	１，０００万円未満	５０万円未満	
	４　物品の購入及び賃借	５００万円未満（燃料費については、１，０００万円未満	８０万円未満	
	５　前各号に掲げるもの以外	２００万円未満	８０万円未満	
履行保証保険、公共工事履行保証証券又は契約保証金に代わる担保としての金融機関等の保証の承認並びに当該保険証券、保証証券又は保証証書の受理			○	

を

「

「

入札見積の執	１　工事	３，０００万円未満	１３０万円未満	
	２　測量及び建設	１，０００	５０万円未	

行及び予定価格の決定	コンサルタント業務等委託	万円未満	満	
	３　測量及び建設コンサルタント業務等を除く業務委託	１，０００万円未満	５０万円未満	
	４　物品の購入及び賃借	５００万円未満（燃料費については、１，０００万円未満	８０万円未満	
	５　前各号に掲げるもの以外	２００万円未満	８０万円未満	
入札（見積合せ）の取消し、延期又は中止の決定		○		
履行保証保険、公共工事履行保証証券又は契約保証金に代わる担保としての金融機関等の保証の承認並びに当該保険証券、保証証券又は保証証書の受理			○	

に

」

改める。

別表第４を次のように改める。

別表第４（第３条関係）　個別事項

課	専決事項	専決権者	
		事務局長	課長
総務課	１　議案の送付	○	
	２　文書の収受及び保存等		○

	3　職員の研修の計画及び実施	○	
	4　扶養手当及び通勤手当の認定		○
	5　住居手当の確認及び決定		○
	6　職員の児童手当の認定		○
	7　共済組合及び総合事務組合に対する諸請求の進達事務		○
	8　全国健康保険協会、日本年金機構及び公共職業安定所に対する諸請求の進達事務		○
	9　労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）の規定に基づく職員の健康診断及びストレスチェック制度の実施		○
	10　職員の休業の承認	○	
	11　予算の執行計画及び変更の決定	○	
	12　予算及び決算の要領の告示	○	
	13　源泉所得税の徴収及び納付		○
	14　受託徴収市町村税及び県民税の送金		○
	15　共済組合及び総合事務組合負担金の納付		○
施設管理課	1　一般廃棄物の処理に関する計画の策定	○	
	2　搬入量及び処理量の記録と整理保管		○
	3　処理手数料の賦課及び徴収	○	
	4　処理手数料の減免	○	
	5　処理施設の運転計画の立案		○
	6　処理施設の運転管理		○
	7　処理施設の運転状況及び処理実績の記録と整理保管		○
	8　処理施設付帯設備その他の機器等の点検整備計画の立案		○

	9　処理施設の維持管理の状況の公表	○	
	10　庁舎の維持管理		○
	11　火災保険及び自動車保険の新規契約、継続契約及び解除		○
	12　行政財産使用料の賦課及び徴収	○	
	13　行政財産使用料の減免	○	
	14　医薬材料及び燃料の在庫管理		○
	15　環境保全に関する分析結果の記録と整理保管	○	
	16　競争入札参加有資格者が事故、贈賄又は不正行為等を起こした場合の措置	○	
	17　競争入札参加資格審査申請の受理及び不受理の決定		○
	18　公共工事の発注の見通し等の公表	○	

別表第４の次に次の１表を加える。

別表第５（第３条関係）

会計管理者の権限に属する事務に係る総務課長の専決事項

専決事項
1　歳計現金の保管及び利子の調定
2　物品の受入れ及び払出し
3　常備消耗品の受入れ及び払出し

付　則

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。